

Ⅱ 計画の基本理念

本計画は、近年の障がい者等を取り巻く環境の大きな変化を踏まえ、障がいのあ
る人もない人もお互いに人格と個性を尊重し支え合いながら生活できる地域社会
の実現を目指すことを基本理念とします。

Ⅲ 計画の位置づけ・期間

1 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法で策定することとされている本市の障がい者等のため
の施策に関する基本的な計画及び、障害者総合支援法に基づき、本市の障害福祉
サービスの必要見込み量などをまとめた計画です。

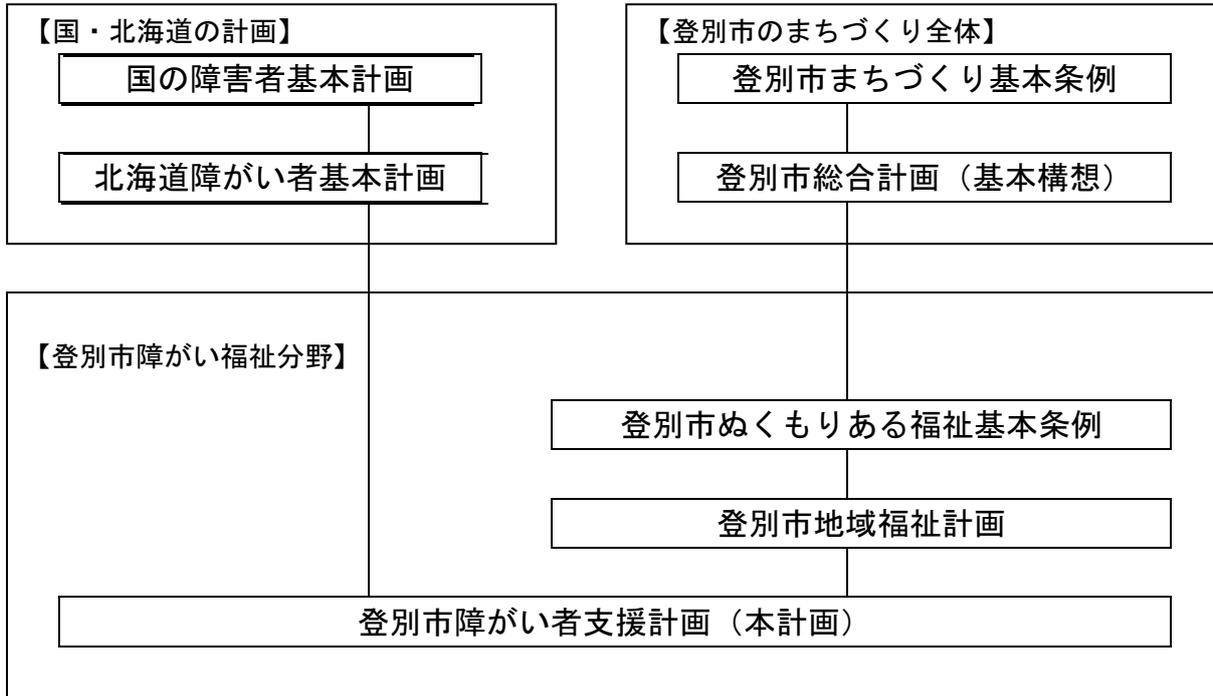
また、「登別市総合計画第2期基本計画」（計画期間：平成18年度～平成27
年度）の「やさしさと共生するまち」及び、「登別市地域福祉計画」（計画期間：
平成25年度～平成27年度）の「やさしさに満ちたまちづくり」などの関連す
る分野を具現化する計画として位置づけます。

2 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間としています。

なお、本計画期間である3年間に社会情勢や福祉環境などの変化により、新た
な施策の取り組みや計画の見直しが必要となった場合には、平成30年度からの
新しい計画への反映や本計画の見直しなど、柔軟に対応することとします。

【参考】計画の位置づけ



【参考】計画の期間

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1期登別市地域福祉計画			第2期登別市地域福祉計画	
登別市障がい者福祉計画		第1期登別市障がい者支援計画		
第3期登別市障がい福祉計画				